長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ
～　平成21年度の保険料　あなたの納め方は?　～

平成21年度の保険料について、９月までの納め方をお知らせします。10月以降の納め方は、あらためてお知らせします。

なお、基本的なパターンを説明していますが、当てはまらない場合はお問い合わせください。

❶これまで年金から差し引かれている方

平成21年4月からも年金から差し引かれます。

4･6･8月の保険料額は、原則、**2月の保険料と同じ額**が差し引かれます。

❷平成20年4月2日から同年10月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、**平成21年4月からは年金から差し引かれます**。

保険料額は、4月にお送りする**「仮徴収額決定通知書」等でご確認ください**。

❸平成20年10月2日から同年12月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、**平成21年6月からは年金から差し引かれます**。

保険料額は、6月にお送りする**「仮徴収額決定通知書」等でご確認ください**。

❹平成20年12月2日から平成21年2月1日までに加入した方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、**平成21年8月からは年金から差し引かれます**。

保険料額および納付方法は、6月にお送りする**「保険料額決定通知書」等でご確認ください**。

❺保険料が軽減されたことによって平成20年10月から納めなかった方

平成20年度の保険料を4･6･8月の年金差し引きで納め終わった方は、10月以降納める必要がありませんでしたが、平成21年度の保険料は、**平成21年9月までは納入通知書または口座振替**で、**10月からは年金から差し引かれます**。

保険料額および納付方法は、6月にお送りする**「保険料額決定通知書」等でご確認ください**。

❻上記1～5に当てはまらない方

これまでは納入通知書または口座振替で納めていましたが、**平成21年度も納入通知書または口座振替で納めます**。

ただし、平成21年度の保険料額によっては、10月から**年金差し引きに変わる場合もあります**。

保険料額および納付方法は、6月にお送りする**「保険料額決定通知書」等でご確認ください**。

■次の場合は、年金差し引きにはなりませんので、ご注意ください。

こんな場合	納め方
❶年金差し引きから口座振替への変更を市町村に申し出た場合 （申し出の時期により、口座振替に変更する時期は異なります。）	口座振替
❷年金の年額が18万円未満の場合（介護保険料が年金から差し引かれていない場合）	納入通知書または口座振替
❸介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が差し引かれている年金額の半分を超える場合	納入通知書または口座振替

＊納入通知書または口座振替の場合の納期は、6月からの6期です。

よくある質問　4月の保険料は、なぜ「仮徴収額」というのか?

お答えします!　保険料は本来、前年の所得で計算しますが、4月はまだ前年の所得が確定していない時期なので、4月の年金からは、暫定的に2月分の保険料と同じ額を差し引きます。

本来の正式な保険料は、6月または7月にあらためてお知らせします。

このため、正式にお知らせする前の暫定的な額であることから「仮徴収額」といいます。

□詳しくは、次のところへお問い合わせください。

町民課生活環境グループ　電話　5-1111

北海道後期高齢者医療広域連合　電話　011-290-5601